

## パンフレット一体型約款の一部訂正について

拝啓 平素は格別のご高配を賜り誠にありがとうございます。

この度、以下の印刷物の一部に誤りがございましたこと、深くお詫び申し上げますとともに、以下のとおり訂正させていただきます。

以後、このようなことのないようチェック体制の強化に努め、正確でわかりやすいご案内文書の作成に万全を期してまいります。今後とも何卒よろしくお願い申し上げます。

敬具

### 【対象印刷物】

- ① 安心保険プラス・スーパー、安心保険プラスIIスーパー、安心保険プラスIIIスーパーパンフレット一体型約款 更新用（帳票番号ZK2-126-06）
- ② 安心保険プラス・スーパー、安心保険プラスIIスーパー、安心保険プラスIIIスーパーパンフレット一体型約款（帳票番号ZK2-075-15）

(ZK2-126-06)



(ZK2-075-15)



### 【訂正箇所】（安心保険プラスIIIスーパーパンフレットの補償内容）

7ページ 借家人賠償責任保険の支払限度額の一部が「30万円」と記載されておりますが、正しくは「3,000万円」の誤りです。

<誤>

修理費用 保険		借家人賠償責任 保険	
○ 保険金をお支払いする主な場合	支払限度額	○ 保険金をお支払いする主な場合	支払限度額
<ul style="list-style-type: none"> <li>・竜巻により飛来した瓦で窓ガラスが割れた。</li> <li>・盗難被害にあい、玄関ドアを壊された。</li> <li>・寒暖差により窓ガラスが割れた。</li> </ul>	100万円限度	<ul style="list-style-type: none"> <li>・誤って火災を起こし、入居物件に損害を与えた。</li> <li>・洗濯機のホースが外れ、入居物件の床が水浸しになった。</li> <li>・熱帯魚の水槽の水があふれ、入居物件の床が水浸しになった。</li> <li>・TVを倒して床に穴があいた。</li> <li>・灯油をこぼして床を汚損した。</li> </ul>	3,000万円限度
<ul style="list-style-type: none"> <li>・入居物件の専用上水道管が凍結により破損した。</li> <li>・入居物件の専用上水道管が凍結し、水道が使用不能となり凍結解凍作業を業者へ依頼した。</li> <li>・入居物件内で被保険者がお亡くなりになったことを原因として、入居物件の清掃が必要となった。</li> <li>・被保険者がお亡くなりになり、入居物件からの遺品の搬出を相続人等が業者へ依頼した。</li> </ul>	30万円限度 30万円限度 50万円限度 50万円限度	<ul style="list-style-type: none"> <li>・隣室からの出火により、入居物件が焼損した。</li> <li>・分電盤の老朽化により漏電し、火災となった。</li> <li>・老朽化した水道管から漏水し、入居物件の床が水浸しになった。</li> <li>・共用部の水道管が破裂し、入居物件の床が水浸しになった。</li> <li>・結露により、内壁にカビが発生した。</li> <li>・たばこのヤニにより壁が変色した。</li> </ul>	3,000万円限度 30万円限度 自己負担額1万円
<ul style="list-style-type: none"> <li>・地震によりガラスが割れた。</li> <li>・網入りガラスがサビによりひび割れた。</li> <li>・老朽化により水道管が破損した。</li> <li>・共用部分の水道管が凍結し、解凍を業者に依頼した。</li> <li>・被保険者がお亡くなりになり、共用部分の清掃が必要となった。</li> <li>・同居人が継続して入居し続ける場合で、被保険者の遺品を整理した。</li> </ul>	30万円限度 30万円限度 1年ごとに1回まで	<p>※通常使用によって生じた傷・汚れや、経年劣化は、入居者に賠償責任が発生しないため、補償の対象外になります。詳しくは、(参考資料)原状回復の基本的な考え方と保険契約との関係(P.21)をご参照ください。</p>	

<正>

修理費用 保険		借家人賠償責任 保険	
○ 保険金をお支払いする主な場合	支払限度額	○ 保険金をお支払いする主な場合	支払限度額
<ul style="list-style-type: none"> <li>・竜巻により飛来した瓦で窓ガラスが割れた。</li> <li>・盗難被害にあい、玄関ドアを壊された。</li> <li>・寒暖差により窓ガラスが割れた。</li> </ul>	100万円限度	<ul style="list-style-type: none"> <li>・誤って火災を起こし、入居物件に損害を与えた。</li> <li>・洗濯機のホースが外れ、入居物件の床が水浸しになった。</li> <li>・熱帯魚の水槽の水があふれ、入居物件の床が水浸しになった。</li> <li>・TVを倒して床に穴があいた。</li> <li>・灯油をこぼして床を汚損した。</li> </ul>	3,000万円限度
<ul style="list-style-type: none"> <li>・入居物件の専用上水道管が凍結により破損した。</li> <li>・入居物件の専用上水道管が凍結し、水道が使用不能となり凍結解凍作業を業者へ依頼した。</li> <li>・入居物件内で被保険者がお亡くなりになったことを原因として、入居物件の清掃が必要となった。</li> <li>・被保険者がお亡くなりになり、入居物件からの遺品の搬出を相続人等が業者へ依頼した。</li> </ul>	30万円限度 30万円限度 50万円限度 50万円限度	<ul style="list-style-type: none"> <li>・隣室からの出火により、入居物件が焼損した。</li> <li>・分電盤の老朽化により漏電し、火災となった。</li> <li>・老朽化した水道管から漏水し、入居物件の床が水浸しになった。</li> <li>・共用部の水道管が破裂し、入居物件の床が水浸しになった。</li> <li>・結露により、内壁にカビが発生した。</li> <li>・たばこのヤニにより壁が変色した。</li> </ul>	3,000万円限度 3,000万円限度 自己負担額1万円
<ul style="list-style-type: none"> <li>・地震によりガラスが割れた。</li> <li>・網入りガラスがサビによりひび割れた。</li> <li>・老朽化により水道管が破損した。</li> <li>・共用部分の水道管が凍結し、解凍を業者に依頼した。</li> <li>・被保険者がお亡くなりになり、共用部分の清掃が必要となった。</li> <li>・同居人が継続して入居し続ける場合で、被保険者の遺品を整理した。</li> </ul>	30万円限度 30万円限度 1年ごとに1回まで	<p>※通常使用によって生じた傷・汚れや、経年劣化は、入居者に賠償責任が発生しないため、補償の対象外になります。詳しくは、(参考資料)原状回復の基本的な考え方と保険契約との関係(P.21)をご参照ください。</p>	